

豊明市地域公共網形成計画策定事業仕様書

1 委託事業名、内容及び場所

- (1) 委託事業名 豊明市地域公共交通網形成計画策定事業
- (2) 委託事業内容 地域公共交通網形成計画策定にかかる調査及び計画案策定
- (3) 委託場所 豊明市内全域及び関係路線が運行する周辺市町村

2 実施目的

3に記載する背景の下、「豊明市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を策定するうえで、豊明市の地域公共交通の課題を定量的な視点や周辺都市と一体となった公共交通ネットワークの形成といった視点などから明らかにするため、豊明市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）において、多様なニーズを把握するための調査を実施し、また調査終了後は、当該調査に基づく協議会の審議内容を踏まえ、形成計画案を策定するものである。

3 実施背景

本市は、人口68,674人（平成28年3月末現在）、面積23.22km²で、愛知県のほぼ中央部に位置しており、東は刈谷市、北は東郷町、西は名古屋市、南は大府市に隣接している。

本市の公共交通は、名古屋鉄道本線が東西に横断しており、豊明、前後、中京競馬場前の3駅を有している。また、市外北西部には名古屋市営地下鉄の徳重、赤池駅があり、さらには国道や高速道路のインターチェンジも有していることから、鉄道や自動車といった広域交通体系は比較的充実している。

一方、地域内交通としてのバス交通は、平成10年、名鉄バスの大幅赤字による合理化計画により、運行されていた市内6路線の変更や廃止が行われ、名鉄バス路線網は縮小となった。そのため、平成11年から名鉄バス縮小部分の補完を目的とする市主体のコミュニティバス導入に向けた試験運行を始め、平成13年より市内公共施設巡回バス「ひまわりバス」として2台が運行開始となる。その後、平成16年には運行日数を、平成22年には路線編成を行う。さらに、平成25年にはひまわりバスを1台増台するとともに、路線から料金形態まで運行形態を大幅に見直し現在に至っている。

このひまわりバスについては、平成25年の見直し以後、年間平均約17万人の利用があるが、市内を移動する際の市民の足として頻繁に利用されているとは言い難い。また、市内各地域の要望に答える形で運行形態を見直してきた結果、全地域を網羅するが利便性が考慮されていない路線となっている。さらには、65歳以上の高齢者を対象に1ヶ月定期を発行（希望者のみ）しているため、利用者数と収入金額が比例していない。

このことから、ひまわりバス運行維持には毎年4,800万円以上の財政支出が必要となっており、市民の税金で賄われている運行費負担については、ひまわりバス未利用者や各世代における税の公平性という観点から非常に問題である。しかし、現在の運行形態は、平成25年

の路線編成時に各地域の要望に答えたにも関わらず、依然として意見や指摘が多くみられ、更なる見直しが急務である。

また、本市には、地域公共交通総合連携計画などの事業展開や運行の根幹となるべきものが存在しない。さらに、平成25年の路線編成以後は、ひまわりバス利便性向上のための協議及び検討が行われなかったため、時代とともに変化していく住民ニーズに対応できていない。

このため、今後は持続可能な公共交通体系の構築や、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携といった観点から、名鉄バス、ひまわりバスに加え、周辺市町のバス路線等と一体となった面的な公共交通ネットワークの形成や路線機能に応じたサービス水準の設定及び評価のあり方など、将来に向けた公共交通計画となる網形成計画の検討・策定が急務となっている。

4 事業項目

(1) 豊明市の地域特性と公共交通の現状整理

豊明市の地域特性や上位計画との整合性、公共交通の利用実態を把握・分析し、地域公共交通にかかる現状について詳細な資料を作成する。ただし、既存するデータを活用できるものについては活用すること。

(2) 豊明市内の公共交通分析

多様化する公共交通への住民ニーズ及び公共交通の確保維持に関するあり方を検討するうえで必要となる基礎指標を収集し、その結果を分析する。調査内容は提案事項とするが、下記の事項は必ず含むものとする。

ア 市民アンケート

市民を対象とした郵送等によるアンケートを実施する。対象者（移動困難者や学生等）の選定、アンケート配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

イ 乗降調査

市内の公共交通について、利用目的、頻度等の利用実態等を詳細に把握する。調査実施対象については提案事項とする。

ウ 利用者アンケート

市内の公共交通について、利用者に対しアンケートを行う。アンケート配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

エ 主要集客施設調査

主要集客施設の利用者を対象にした調査を行う。主要集客施設の選定方法は提案事項とするが、移動の実態に即したものにすること。

オ バス運転士をはじめとした関係団体等への調査

バス運転士、福祉施設、集客施設関係者等を対象とした調査を実施する。実施方法については提案事項とする。

(3) 隣接自治体の交通分析及び整理

豊明市に隣接する自治体と連携し、より広域的で利便性の高い交通網の形成を検討するため、隣接自治体における公共交通を含めたまちづくり（ハード、ソフトの両面）につい

て調査を行い、課題を整理する。調査内容については提案事項とする。

(4) 公共施設巡回バス利用状況調査

公共施設巡回バスの利用状況を調査し、結果を分析する。調査対象、方法及び内容については提案事項とするが、下記の事項は必ず含むものとする。

ア 利用者アンケート

公共施設巡回バスに関するアンケートを実施する。アンケート配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

イ 乗降調査

公共施設巡回バス路線について、乗降バス停、利用目的、頻度等の利用実態等を詳細に把握する。調査内容については提案事項とする。

ウ パーソントリップ調査

中部地方整備局が行ったパーソントリップ調査のデータについて、整理及び分析を行う。分析方法については提案事項とする。

(5) 形成計画案とりまとめ

ア 豊明市の地域公共交通の課題の整理

豊明市の地域特性と公共交通の現状及び各種調査結果を踏まえ、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワーク形成の観点に基づく豊明市の地域公共交通の課題を整理する。なお、豊明市が行う「地域で考える移動手段のあり方とまちづくり※」をテーマとした地域提案型交通施策は必ず計画へ位置付けることとする。

※「地域で考える移動手段のあり方とまちづくり」

地域が主体となって、地域の「移動」を制約している原因の究明と解決に取り組むもの。

イ 形成計画案策定

整理された課題を反映させるとともに、次に記載された事項を盛り込んだ「形成計画」について検討し、計画案を提示する。

<網形成計画案に盛り込むべき事項>

- ① 豊明市が目指す都市像
- ② 公共交通維持・活性化の基本方針
- ③ 計画の区域と計画期間
- ④ 地域公共交通に関する総合的な計画の目標及びその管理方法
- ⑤ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(6) 地区別懇談会開催支援

地域住民の生の声を聞く場として、懇談会等を実施する。実施回数及び実施方法については提案事項とするが、参加者の確保や住民ニーズの把握方法について考慮されていること。また、本事業の契約期間中に地域提案型交通施策を提案する地域、団体が現れた場合については、そちらへの支援も考慮すること。

(7) 協議会の開催及び運営等支援

協議会の開催及び運営を支援する為、会議において必要となる検討資料、議事録等を

作成する。また、上記業務内容の円滑な履行に向けて、委託者との情報共有を進めるために必要とされる十分な回数の協議を実施し、その記録を作成する。具体的な回数については提案事項とする。

5 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日まで。

6 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。

- ア 着手届及び技術者等届
- イ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。

- ア 完了届
- イ 納品書
- ウ 成果品 提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

- (ア) 紙媒体 地域公共交通網形成計画の策定に係る調査結果 2部
- (イ) 紙媒体 豊明市地域公共交通網形成計画案 10部
- (ウ) 電子媒体 CD-R 1式(調査結果、計画書・概要版等)

※電子媒体については、ワード、エクセルなどで作成したものと、上記(ア)の冊子をPDF化したものを作成。また、概要版は同様にワード、エクセルなどで作成したものと概要版の冊子をPDF化したものを作成。

7 業務履行の確認及び支払い条件

支払の請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払は業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。委託者は請求日から30日以内に支払うものとする。